

特定非営利活動法人明日に生きる会 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人明日に生きる会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江戸川区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、知的障害を持つ人々が健康で安心して暮らせる街づくりを目指し、親亡きあとも地域に少人数で住む共同生活の場を提供して運営し、もって知的障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

第 2 章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければ

ならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費の納入期限が過ぎ、督促しても会費の納入がなかったとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、必要に応じて1人の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- 4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会 議

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。)
- (9) 新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属先
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資 産

(構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に関する資産の 1 種とする。

(管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条名号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において議決した他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 55 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 56 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 57 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、絵会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑 則 (細 則)

(細 則)

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	清 永 睦 子
副理事長	居 永 クニ子
理 事	演 田 あや子
理 事	山 田 眞佐喜
監 事	大 塚 純 子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人設立の日から平成22年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)年会費 正会員(個人・団体)2,000 円、賛助会員(個人・団体)1 口 1,000 円

(1 口以上)
- 7 この法人の合併当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	和田山 雅 子
理 事	黛 望
理 事	関 根 みき子
理 事	和 知 明 美
監 事	石 井 美 奈
- 8 この法人の合併当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人設立の日から令和6年6月30日までとする。
- 9 この法人の合併当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人設立の日から令和6年3月31日までとする。
- 10 この法人の合併当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、合併総会の定めるところによる。
- 11 この法人の合併当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)年会費 正会員(個人・団体)2,000 円、賛助会員(個人・団体)1 口 1,000 円

(1 口以上)

役員名簿 (役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人明日に生きる会

1 確認事項 (法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
- 各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名			
1	○ 理事 ・監事	ワダヤマ	マコ	有 ○ 無	理事長
		和田山	雅子		
2	○ 理事 ・監事	マスミ	ノゾミ	有 ○ 無	
		黛	望		
3	○ 理事 ・監事	セネ	ミキ	有 ○ 無	
		関根	みき子		
4	○ 理事 ・監事	ワチ	アキ	有 ○ 無	
		和知	明美		
5	理事 ○ 監事	イイ	ミナ	有 ○ 無	
		石井	美奈		
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

令和5年度 事業計画書

特定非営利活動法人 明日に生きる会

1 事業実施の方針

利用者の安心・安全に配慮し、健康で快適な生活が送れるよう心掛ける。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【48,075】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業	共同生活援助	通年	江戸川区	25名	知的障害者	23名	48,075

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和6年度 事業計画書

特定非営利活動法人 明日に生きる会

1 事業実施の方針

利用者の安心・安全に配慮し、健康で快適な生活が送れるよう心掛ける。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

（事業費の総費用【53,936】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業	共同生活援助	通年	江戸川区	35名	知的障害者	32名	53,936

(2) その他の事業

（事業費の総費用【 】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和5年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 明日に生きる会

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			30,000
正会員受取会費		30,000	
2 受取寄附金			0
3 受取助成金等			0
4 事業収益		127,000,000	127,000,000
障害福祉 事業収益			
5 その他の収益		300	300
受取利息			
経常収益計			127,030,300
(B) 経常費用			
1 事業費			69,500,000
(1) 人件費			
給料手当	60,000,000		
賞与	5,000,000		
共済費	3,500,000		
福利厚生費	1,000,000		
(2) その他経費			0
事業費計			69,500,000
2 管理費			34,030,000
(1) 人件費			0
(2) その他経費			
消耗品費	1,000,000		
水道光熱費	350,000		
通信運搬費	500,000		
地代家賃	23,200,000		
旅費交通費	500,000		
減価償却費	2,000,000		
活動費	700,000		
修繕費	200,000		
資産維持費	120,000		
保険料	2,400,000		
車両経費	800,000		
接待交際費	200,000		
租税公課	100,000		
求人費	1,000,000		
その他雑費	100,000		
支払報酬	700,000		
支払手数料	100,000		
会議費	50,000		
諸会費	10,000		
管理費計			34,030,000
経常費用計			103,530,000
当期経常増減額 (A) - (B) . . . ①			23,500,300
(C) 経常外収益			
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
支払利息	200,000		
経常外費用計			200,000
当期経常外増減額 (C) - (D) . . . ②			-200,000
税引前当期正味財産増減額 ①+② . . . ③			23,300,300
法人税、住民税及び事業税 . . . ④			6,500,000
前期繰越正味財産額 . . . ⑤			
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			16,800,300

令和年度6活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 明日に生きる会

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
(A)	経常収益		
1	受取会費 正会員受取会費	70,000	70,000
2	受取寄附金		0
3	受取助成金等		0
4	事業収益 障害福祉 事業収益	135,000,000	135,000,000
5	その他の収益 受取利息	400	400
	経常収益計		135,070,400
(B)	経常費用		
1	事業費		
	(1) 人件費 給料手当 賞与 共済費 福利厚生費	65,000,000 6,000,000 4,000,000 1,500,000	76,500,000
	(2) その他経費		0
	事業費計		76,500,000
2	管理費		
	(1) 人件費		0
	(2) その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費 活動費 修繕費 資産維持費 保険料 車両経費 接待交際費 租税公課 求人費 その他雑費 支払報酬 支払手数料 会議費 諸会費	1,200,000 400,000 600,000 23,200,000 600,000 2,000,000 800,000 400,000 120,000 2,400,000 1,000,000 250,000 200,000 1,200,000 200,000 800,000 120,000 60,000 10,000	35,560,000
	管理費計		35,560,000
	経常費用計		112,060,000
	当期経常増減額 (A) - (B) ... ①		23,010,400
(C)	経常外収益		
	経常外収益計		0
(D)	経常外費用		
	支払利息	200,000	
	経常外費用計		200,000
	当期経常外増減額 (C) - (D) ... ②		-200,000
	税引前当期正味財産増減額 ①+② ... ③		22,810,400
	法人税、住民税及び事業税 ... ④		6,400,000
	前期繰越正味財産額 ... ⑤		
	次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		16,410,400

特定非営利活動法人 明日に生きる会 合併趣旨書

1. 趣旨

特定非営利活動法人明日に生きる会（甲）と特定非営利活動法人ケアホームささえ（乙）は、双方合意のもとに甲を存続法人、乙が消滅法人として合併します。

両法人は、これまで知的障害者への支援を目的とし活動してまいりましたが、両法人の活動地域が重複しており、施設の設置、人員の配置、経費等合理化が可能であり。両法人が合併することにより効率的な運営が可能となり、利用者の利便に資することとなり、より多くの障害者を受け入れることにより地域社会への貢献活動を促進できます。

2. 申請に至るまでの経過

平成19年4月3日	特定非営利活動法人ケアホームささえ	設立
平成21年5月15日	特定非営利活動法人明日に生きる会	
平成29年8月29日	甲	現在の地に主たる事務所移転
令和4年3月5日	乙	乙の理事長を甲の理事長と兼任とする
令和4年4月1日	乙	現在の地に主たる事務所移転
令和4年10月24日	甲	合併準備会開催
令和4年10月24日	乙	合併準備会開催
令和4年12月15日	甲	の臨時社員総会で合併を可決
令和4年12月14日	乙	の臨時社員総会で合併を可決

令和4年12月15日

特定非営利活動法人 明日に生きる会

代表者理事長 和田山 雅子

特定非営利活動法人ケアホームささえ

代表者理事長 和田山 雅子